

# 京都の文化財

第三十四集

京都府教育委員会



# 京都の文化財

第三十四集

京都府教育委員会

# 序 文

京都府教育委員会では、平成二十三年一月に「京都府教育振興プラン―つながり、創る、京の知恵―」を策定し、歴史と文化にはぐくまれたふるさと京都の知恵を結集した「京都府ならではの教育」を進めており、京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成を主要な施策の一つとして推進しています。

文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値をもっています。また、これらを守り後世に伝え、新しい文化の創造と発展のための礎として有効活用することは、これからの社会において一層大切です。さらに、文化庁を京都に全面移転する国の基本方針が決定され、伝統的な文化や貴重な文化財が蓄積された京都府から世界へ向けた力強い情報の発信がますます必要となります。

この『京都の文化財』第三十四集は、本府が推進するプロジェクト「森の京都」エリアに所在する優れた木造建造物である綾部市の八幡宮本殿をはじめ、平成二十七年度に本府が三十四回目の指定・登録等を行いました文化財を紹介したものです。

この冊子の刊行に当たり、御協力をいただいた各文化財所有者、関係機関の皆様には感謝申し上げますとともに、本冊子が府の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保護と活用役に役立てば幸いです。

平成二十八年十一月

京都府教育委員会

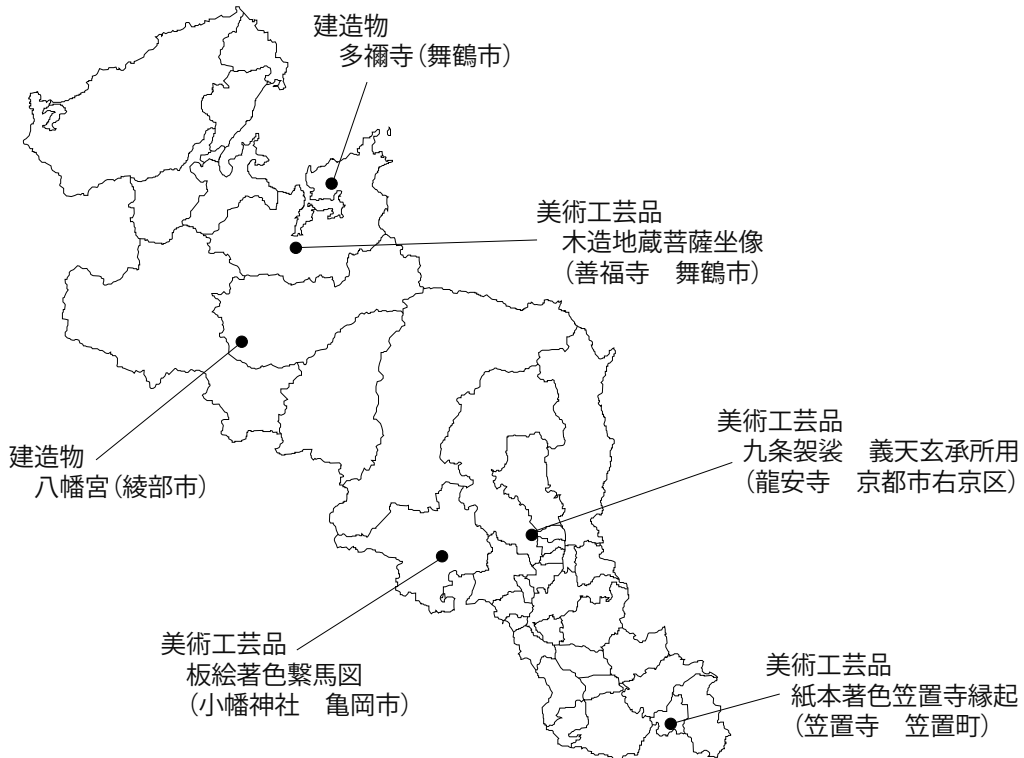
教育長 小田垣 勉

## 凡例

- 一、本図録には、第三十四回京都府指定・登録文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
  - 名称 員数（指定・登録の別）
  - 所在地の住所
  - 所有者
  - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
  - 時代
  - 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した（編集担当 中野慎之・坂上菜）。また、各文末に執筆者名を明記した。

これまで刊行された『京都の文化財』『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。

<http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai>



# 目次

序文

凡例

## 有形文化財

### 建造物

八幡宮

多禰寺 本堂

山門

綾部市

舞鶴市

…  
…  
…  
1

…  
…  
…  
6

## 美術工芸品

### 絵画

紙本著色笠置寺縁起

板繪著色繫馬図 円山応挙・円山応瑞筆

### 彫刻

木造地藏菩薩坐像

笠置町

舞鶴市

…  
…  
…  
12

…  
…  
…  
21

…  
…  
…  
25

### 工芸品

九条袈裟 義天玄承所用

京都市右京区

…  
…  
…  
31

## 京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・

選定保存技術及び文化的景観件数一覧

…  
…  
…  
35

# 建造物

はちまんぐう  
八幡宮

一棟(指定)

綾部市高津町宮ノ段  
宗教法人 八幡宮

## 構造形式

本殿、幣殿及び拝殿より成る(二棟)

本殿 桁行五間、梁行二間、一重、切妻造、銅板葺

幣殿 桁行四間、梁行一間、一重、両下造、銅板葺

拝殿 桁行三間、梁行二間、一重、入母屋造、向拝一間、

唐破風造、銅板葺

附 棟札(四枚)

天保十五甲辰歳三月吉祥日の記があるもの 一

嘉永元戊申歳八月十五日の記があるもの 一

昭和三十六年十月着工昭和三十七年三月竣工の

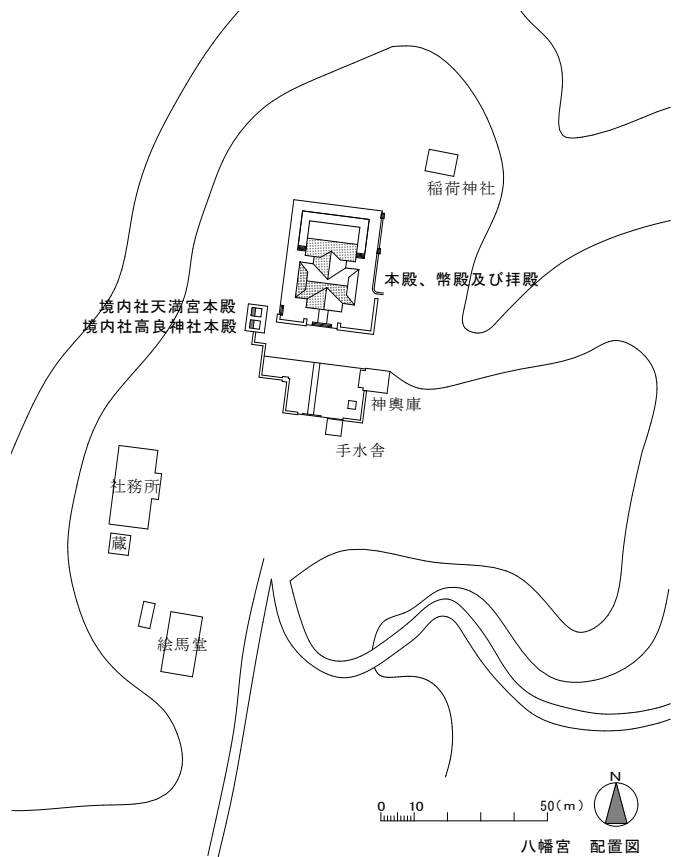
記があるもの 二

境内社天満宮本殿(一棟)

一間社流造、正面軒唐破風付、檜皮葺

境内社高良神社本殿(一棟)

一間社流造、正面軒唐破風付、檜皮葺



## 建立年代

拝殿上棟天保十五年(一八四四)「棟札」

本殿上棟嘉永元年(一八四八)「棟札」

竣工嘉永五年(一八五二)「社蔵文書」

## 説明

八幡宮は、京都府綾部市の南西部、高津の丘陵地に位置する。『勧進帳』「文亀元年(一一五〇)」、綾部市指定文化財「には、元慶五年(八八一)に山城国石清水八幡宮から金色の鳩が飛来し、様々な吉兆を表したので、陽成天皇の勅旨により石清水八幡宮の別宮として創建されたとの伝承を記す。祭神は、応神天皇、仲哀天皇、神功皇后、仁徳天皇、玉依比売命を祀る。



外観（正面）

江戸時代には、初代福知山藩主有馬豊氏ありま とうじや初代綾部藩主九鬼隆季くき たかすえなどから寄進を受け、明治維新に至るまで綾部藩の祈願所として崇敬を受けた。現社殿は嘉永五年（一八五二）、九代藩主九鬼隆都くき たかひろの代に再建されたものである。明治六年（一八七三）に村社、大正五年（一九一六）に郷社となり、同十二年（一九二三）には何鹿郡唯一の府社となった。

境内は、南面して建つ本殿、幣殿及び拝殿を中心として、拝殿南西の境内社天満宮本殿、境内社高良神社本殿、本殿北東の境内社稲荷神社本殿のほか、神輿庫や手水舎、社務所、絵馬堂などが建ち並んでいる。

八幡宮は本殿、幣殿及び拝殿より成る複合社殿で、桁行五間、梁行二間、切妻造の本殿と、桁行三間、梁行二間、入母屋造で、唐破風造の向拝一間が取り付く拝殿を、桁行四間、梁行一間の幣殿で繋ぐ構成となる。屋根は現在銅板葺であるが、当初は檜皮葺であった。

本殿は、桁行五間、梁行二間の横長平面で、内部は前方一間半を外陣、後方半間を内陣とし、内陣の床を一段高くする。四周に縁を廻らす。正面中央三間の幣殿接続部は切目縁とし、その他は樽縁とする。切目縁は縁の出を短くし、前面に九級の木階を設ける。基礎は二重に乱積基壇を積み、基壇上に亀腹を設ける。軸部は丸柱を立て、地覆あしがらぬき、足固貫、切目長押、半長押、内法長押、頭貫等で固め、柱上に台輪を備える。組物は、尾垂木付き三手先斗栱の組物を詰組とする。軒は二軒繁垂木、妻飾は三重虹梁大瓶束で、三段に六手迫り出す。外陣天井は格天井で、床は拭板敷である。柱間装置は、正面中央三間は板唐戸を吊り、正面両端間は格子窓、内外陣境及び両側面前方一間は板唐戸とし、両側面後方一間及び背面は横嵌板壁と





外観（側・背面）



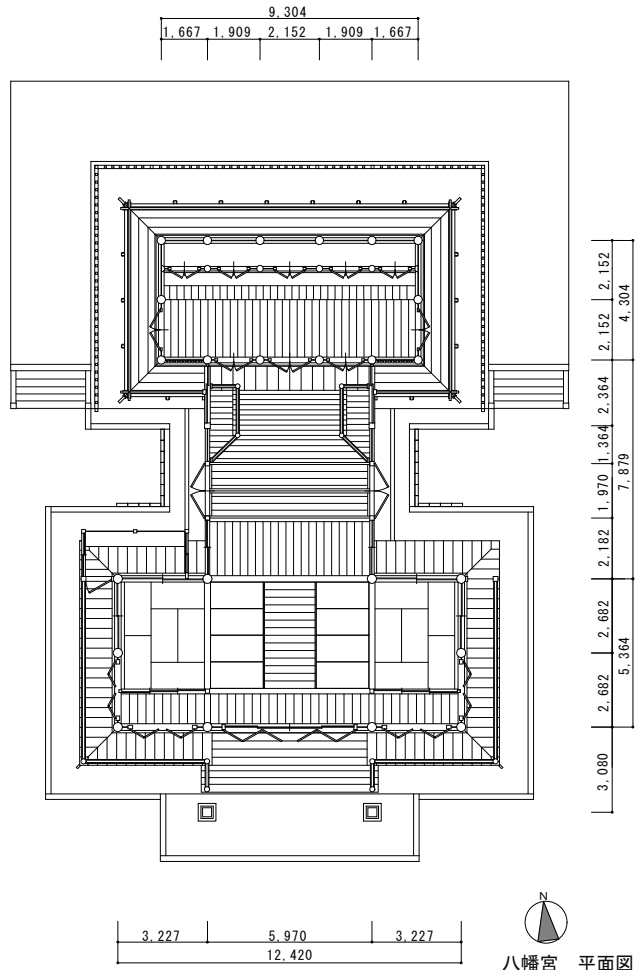
本殿 正面



幣殿 見返し



幣殿及び拝殿



八幡宮 平面図

する。正面両端間及び側背面は縁廻りに<sup>は</sup>高欄を廻し、腰組は出組として、詰組状に配する。

幣殿は、桁行四間、梁行一間で、正面は拝殿に、背面は本殿に接続する。軸部は自然石礎石上に面取角柱を立て、両側面前方三間は地覆と内法長押等で繋ぎ、柱上に絵様肘木を載せ、桁を受ける。後方一間は貫と繫虹梁とで本殿と繋ぐ。軒は二軒半繁垂木、天井は化粧屋根裏天井である。床は拭板敷だが、正面より第二間は床を下方に開くことができ、土間通路として使用可能な機能を備える。柱間装置は、両側面前方三間の内法長押上を格子窓と横嵌板壁とする。内法長押下は、前方一間は舞良戸二枚引違、正面より第二間は板唐戸、第三間は横嵌板壁とする。正面より第四間は舞良戸片引とし、上部に格子窓を設け、その他は縦板張とする。拝殿境は建具を設け



拝殿 向拝彫刻



拝殿 向拝繫虹梁

ず開放とする。

拝殿は内部を一室とし四周に縁を廻らすが、正面中央間のみ樽縁とし、その他は切目縁とする。正側面には擬宝珠高欄を設け、前面に木階四級を構え、唐破風造の向拝が取り付く。基礎は乱積基壇とし、自然石礎石上に丸柱を立て、地覆、切目長押、内法長押、頭貫等で固め、柱上に台輪を備える。向拝柱は几帳面取角柱で、本屋と向拝は繫虹梁と菖蒲桁で繋ぐ。本屋は出組の組物を詰組とし、向拝柱上の組物は前後に一手、内外に二手持ち出す。軒は二軒繫垂木で、向拝軒は二軒吹寄垂木、妻飾は虹梁大瓶束とする。天井は、中央間は折上小組格天井で、脇間は格天井、拝殿向拝は折上小組格天井である。床は、前方半間及び中央間は拭板敷で、その他は畳敷であるが、当初はすべて前方半間と同じ高さの拭板敷であった。柱間装置

は、正面中央間を三ツ折り棧唐戸とし、脇間及び両側面前方一間は両折棧唐戸、両側面後方一間及び背面脇間は舞良戸二枚引違とする。八幡宮は、棟札及び社蔵文書等の史料によると、前身建物の再建から三百年余りを経て傷みが甚だしいため、天保七年（一八三六）に現社殿の造営を願い出ており、まず天保十五年（一八四四）に拝殿を上棟し、嘉永元年（一八四八）に本殿を上棟、同時に幣殿の造営を進め、同五年までに全体が整えられて完成したことが判明する。当初は本殿と拝殿がそれぞれ独立して建てられる計画であったが、拝殿の造営着手後に八幡宮からの要望を受け、同じく綾部藩の崇敬を受けた大原神社「福知山市、寛政八年（一七九六）、府指定文化財」に似せて、本殿と拝殿を幣殿で繋ぐ構成に計画を変更したことや、造営に際して周辺の村々から寄進を受けたことなど、造営の経過が詳細に判明する。また、大工棟梁は地元の桑原兵右衛門及び大槻奎助で、彫物師は大坂の相野徳兵衛であることが、棟札及び拝殿向拝彫刻銘から判明する。明治十三年（一八八〇）には本殿の板唐戸や垂木口などの銙金具を新調し、昭和三十六年には屋根檜皮葺を銅板葺に改めているが、野地や床束を除いて当初材をよく残し、保存状況は良好である。

本殿は、府内でも類例が少ない大型の五間社であるが、虹梁を三重に重ねて迫り出す妻飾は他に例を見ないものであり、柱上の組物や縁の腰組も含め、優れた意匠となっている。それに対し拝殿は、正面の向拝廻りに鳳凰、唐獅子、龍などの彫刻が集中し、本殿とは異なる手法で社殿を華やいだものになっている。また、拝殿向拝の軒廻りを二軒吹寄垂木とするものは府内でも類例が少なく、さらに天井を折上小組格天井とするものは他に例がない。幣殿は、天井を輪

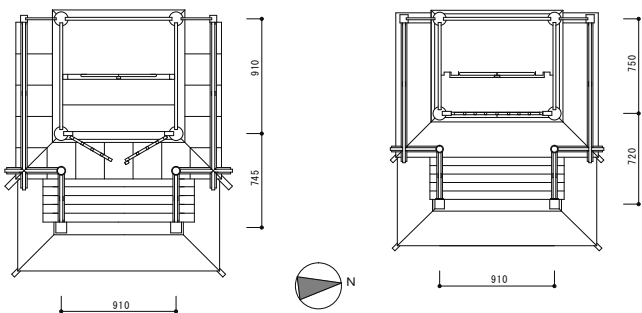
垂木とするなど本殿と拝殿を繋ぐ空間を演出しており、土間通路として使用可能な機能を備える点でも興味深い。その他、大きく迫り出した本殿の妻飾などを支えるため、指棟、指母屋、手先肘木をそれぞれ小屋組内部へ大きく引き込んで留め押さえる構造は、技法的に優秀なものであり、地元の大工棟梁である桑原兵右衛門と大槻奎助の技術力の高さが窺える。また、拝殿の彫刻は、江戸時代後期に丹波・丹後地域で活躍した柏原の中井氏によるものではなく、大坂の彫物師が関わったものとして注目される。さらに、史料により、拝殿から建設に着手し、当初計画を変更して本殿の造営を進め、全体を竣工したという経過を把握できるとともに、周辺集落からの寄進、勧進が詳細に判明する点でも学術的に価値が高い。



棟札 左：本殿 嘉永元年（1848） 右：拝殿 天保15年（1844）



境内社二社外観（正・側面）



平面図 左：境内社高良神社本殿 右：境内社天満宮本殿

境内社天満宮本殿及び高良神社本殿は、拝殿南西の覆屋内に東面して南北に建ち並ぶ。ともに一間社流造、軒唐破風付、檜皮葺で正面に縁と刎高欄、前面に木階五級を構え、浜縁を設ける。北寄りの天満宮本殿は、組物を尾垂木付き二手先斗拱、妻飾を二重虹梁大瓶束とし、虹梁の絵様を浮彫とする。南寄りの高良神社本殿は、組物を出組とし、妻飾は虹梁大瓶束とする。天満宮本殿は、細部様式や史料から嘉永頃に八幡宮と一連で造営されたものと考えられ、高良神社本殿は、細部様式から十八世紀前期の建立と推定される。建立年代は異なるものの同形式の本殿が並び建ち、境内景観を構成する近世建築遺構として、本殿、幣殿及び拝殿と一体的に保存を図る。

（村上真美）

多禰寺 本堂、山門

二棟(指定)

舞鶴市字多禰寺

宗教法人 多禰寺

構造形式

本堂(二棟)

桁行五間、梁行四間、一重、寄棟造、向拝一間、銅板葺

附 棟札(一枚)

文政第六癸未龍舎九月二十九房宿日の記がある

山門(二棟)

三間一戸八脚門、入母屋造、鉄板葺

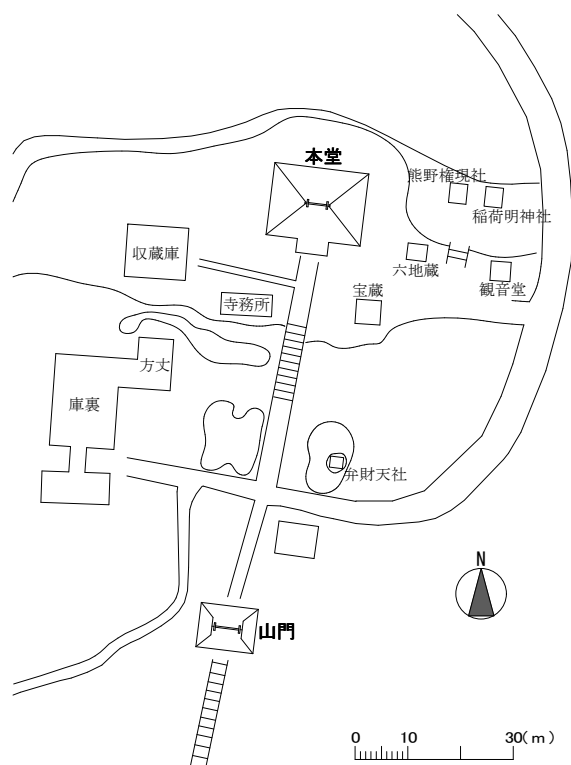
建立年代

本堂 文政六年(一八二三)「棟札」

山門 宝暦八年(一七五八)「木造金剛力士立像足柄墨書」

説明

多禰寺は、舞鶴市東部の大浦半島多禰山中腹に位置する真言宗東寺派の寺院である。山号は医王山とし、丹後七仏薬師の一つと伝わる薬師瑠璃光如来を本尊とする。『多禰寺縁起』「享保二年(一七一七)」によると、麻呂子親王を開創とし、用明天皇二年(五八七)の創建と伝える。延暦元年(七八二)頃に奇世上人により中興されたが、永正十一年(一五一四)に賊兵により什宝を略奪され、古記録も失った。天正九年(一五八一)には、丹後国を知行した長岡藤孝(細川幽齋)の山林寄進を受けるなど領主の助力があつ



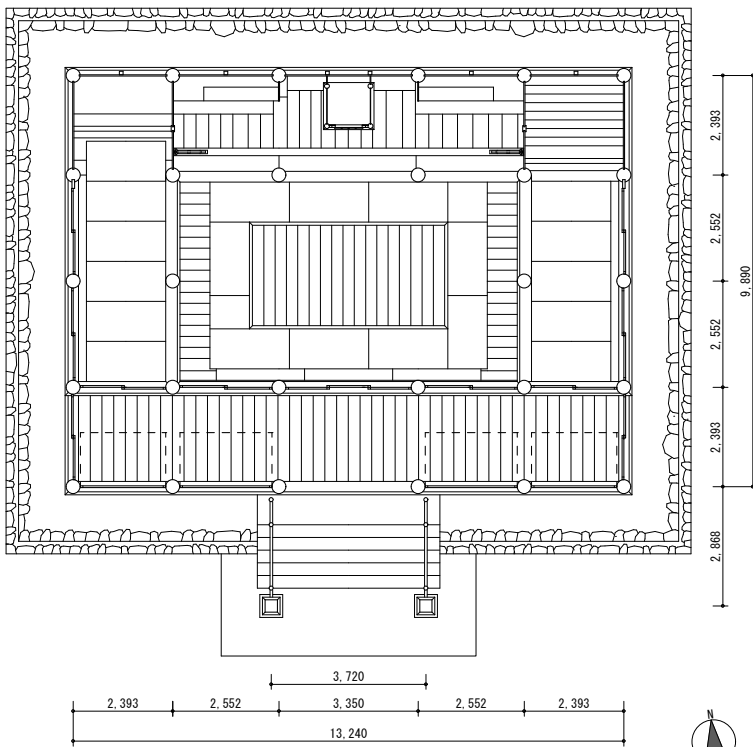
多禰寺 配置図

たが、再び寺勢は衰えたようで、享保二年時点での境内建造物としては「本堂」、「僧坊」、「庫裡」、「仁王門」が記載される。その後、宝暦八年(一七五八)には山門の建立及び金剛力士立像の修理が行われた。さらに、文政六年(一八二三)には、本堂が再建され、同時期に大般若経(舞鶴市指定文化財)の修理が行われたと考えられる。『明治十七年加佐郡寺院明細帳』「明治十七年(一八八四)」には、当時の境内建造物として「本堂」「庫裏」「方丈」「土蔵」「山門」等が記載され、ほぼ現在の境内の状況と同じであることが分かる。

境内は、南向き斜面に位置する。主に二段の地形から成り、下段の斜面に延びる旧参道に向かって山門が建つ。山門をくぐると、三つの池を有する庭園があり、庭園の西側には方丈及び庫裏が建つ。庭園北側の石段を登った上段に、本堂が建つ。本堂の東側には、熊野権現社、稲荷明神社などの境内社のほか、六地藏堂や観音堂など



本堂 外観 (正面)



本堂 平面図

の小堂が建つ。西側には、木造金剛力士立像（鎌倉時代、重要文化財）等を安置する収蔵庫がある。

本堂は、桁行五間、梁行四間を本屋とし、縁は無く、正面に一間の向拝を設ける。前方一間を外陣とし、その奥を方三間の内陣と両脇陣に区画する。内陣の後方一間に須弥壇を通し、須弥壇中央に宮殿を置く。床高は、内陣を最も高くし、脇陣、外陣の順に低くする。基礎は、二重に乱積基壇を積み、自然石礎石上に丸柱を立てる。柱は上部のみ粽を付け、床下は八角のままとする。地覆、あしがためぬき足固貫、腰長押、内法長押、頭貫等で柱を固め、台輪を載せる。正側面の側通

りど入側通りは、虹梁で繋ぐ。背面入側通りには、中央間を除いて雲紋形の持送で支持した虹梁を架け渡し、虹梁上に大きな幕股を置く。また、中央間のみ、台輪下に火頭窓様の特徴的な装飾を用いる。後方三間は、外陣より床高が上がるのに合わせ、腰長押も高く収める。また、内陣前方二間の柱に廻る内法長押は、側通りよりも一段高くする。その他、正面中央間についても、両脇間より内法長押を一段上げる。内陣及び脇陣と外陣の境には、引き違いの腰高障子を設ける。外陣正面は、中央間のみ開放し、それ以外の柱間は半部を吊る。両側面の前方三間には、棧唐戸様の板戸を引き違いで収め、両側面の後方一間及び背面は板壁とする。内陣と脇陣の境は、後方一間を板壁で仕切るが、楣上には壁を嵌めず、連続した空間とする。正側面の組物は出三斗で、中備に蓑束を配すが、正面中央間のみ幕股を飾る。背面は平三斗とし、中備は省略する。天井は、内陣前方二間は格天井とし、内陣後方一間の両脇間とそれに続く脇陣は、棹縁天井を張る。それ以外は化粧屋根裏天井とする。

向拝は、礎盤上に几帳面取角柱を立てる。柱頂部に水引虹梁を架け、腰折れの強い海老虹梁で本屋と繋ぐ。本屋と向拝の柱間寸法が異なるため、海老虹梁は本屋の柱心より外側に収まる。柱上に皿斗付大斗を置き、三斗杵肘木を組む。水引虹梁上には雲龍の彫刻を飾るほか、木鼻を獅子形や象形に彫る。軒は、二軒繁垂木で、屋根は照り起りのある寄棟造とする。小屋組において、入側通りと軒先の間は貫を斜方向に通し、込柱で小屋束に止める技法は特徴的である。

本堂は、棟札により、文政六年に建立されたことが明らかである。表面に大工棟梁、肝煎、木挽棟梁、願主等の名が、裏面には大壇主として田辺藩主牧野氏の他、世話方等として近隣集落十村九十一名



本堂 外陣



本堂外観（側・背面）



本堂 内陣



もの人物名が記載され、広範囲の人々により再建が行われたことが窺える。大工棟梁は、文政年間から嘉永七年（一八五四）にかけて田辺藩の作事棟梁を務めた引土新町の坂根善兵衛平房である。彫物師は、丹後・丹波地域一円で活躍した彫物師中井権次正貞であることが、向拝の雲龍彫刻背面の刻銘より明らかである。また、本堂建立の際に前身建物の柱を転用したことが、文政七年（一八二四）の年紀のある「萩柱記」（「はきのはしら」札裏銘）より判明する。建立後、当初は吹き放しであった外陣に建具が設置された他、屋根葺材がこけら葺から銅板葺に変更されるなど、一部に改変があるものの、保存状態は概ね良好である。

本堂は、照り起りの屋根を持つ規模の大きい仏堂で、向拝を大きな雲龍彫刻等で飾り、内部の須弥壇前や虹梁の持送等に特徴的な装



本堂 向拝彫刻



本堂 向拝彫刻  
(背面 彫刻師刻銘)



本堂 向拝 (側面)

飾を施す。田辺藩内で江戸時代中期から後期にかけて造営された大型本堂においては、内部の空間を広くするために須弥壇を背面壁際に設け、後陣を省略する傾向が見られる。この特徴に加え、内陣の奥行三間を確保しつつ外陣を一間として、梁行の総間を四間とする多欄寺本堂の平面形式は、京都府内においても類例が少なく、近世仏堂の平面形式の多様性を示すもので、学術的価値が高い。また、建立年代に加え、当時の有力な大工棟梁及び彫物師の起用、近隣の多数の集落による支援が明らかであり、当地域における普請のあり方を伝えるものとして重要である。別大工により当堂の後に建てられた金剛院本堂「舞鶴市、天保十一年（一八四〇）、府指定文化財」と比較すると、平面形式及び向拝彫刻の彫物師、細部技法等に共通した点を有し、大きな影響を与えたことが窺われる。



上 棟札 (左:裏 右:表)  
左 「はきのはしら」札 (左:裏 右:表)

山門は三間一戸八脚門、一重、入母屋造、鉄板葺で、本堂と同一軸線上に南面して建つ。前方一間通しは吹き放しとし、後方一間の両端間には側背面の三方に板壁を嵌め、床を張り金剛力士立像を安置する。軸部は、礎石上に立てた丸柱を、腰貫、飛貫、頭貫で固める。正面及び背面の中央間のみ、飛貫を虹梁形に作る。組物は平三斗で、中備は撥束とする。天井は棹縁天井である。軒は、一軒疎垂木で、一部を吹寄にする。屋根は入母屋造、鉄板葺である。

現在の山門は、金剛力士立像卍形像足柄の墨書により、宝暦八年十一月二十五日に建立成就したことが明らかである。同墨書には、山門の建立及び金剛力士立像の修理を行った大工名が記され、山門建立の経過も窺うことができる。普請にあたったのは、引土町の大工藤右衛門である。山門は、柱や組物、垂木等に多数の転用材が認められる。これらは、埋木等の痕跡により、門形式の建物の部材と考えられる。さらに、先述の墨書により、竣工までに要した期間がわずかに四ヶ月であることが判明することから、現在の山門には前身建物の材が転用されたと考えられる。また、前身建物の建立年代については、部材加工痕等から江戸時代前期を降らないと推察される。宝暦建立後は、屋根葺材が茅葺から鉄板葺に変更されたものの、転用材を含めて概ね建立当初の状態が維持されている。山門は、前身建物の材を多く転用しながらも、構造及び意匠ともに全体として破綻無く纏めあげられている点が評価できる。また、建立年代が明らかであり、現在の境内における最も古い建造物として、本堂とともに古刹の寺観を構成する。

以上のように、本堂は、平面形式及び彫刻等の意匠に時代的、地域的特色が顕著にあらわれている。本堂及び山門は、建立年代が判

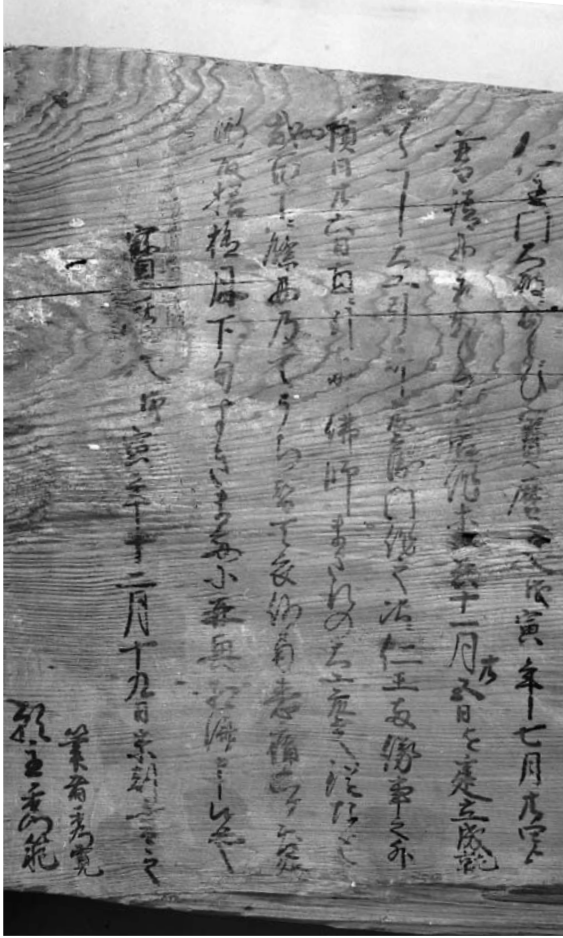


山門 外観

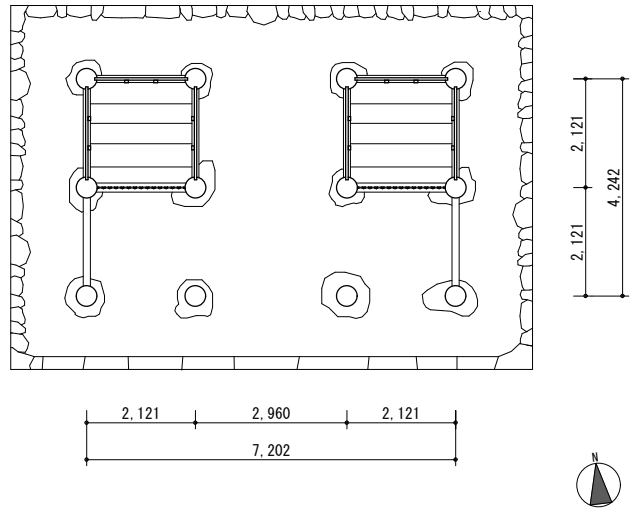
明し、歴史的指標として位置づけられる。さらに、大工棟梁や世話方等の普請に関与した人物が明らかであることから、当地域における大工活動及び造営体制を知ることができ、学術的価値が高い。

(柳晴子)





金剛力士像（吽形）左足柄墨書



山門 平面図



山門転用材（組物）



山門転用材（天井桁）



山門 外観（側・背面）

# 美術工芸品

紙本著色笠置寺縁起

三卷（絵画・指定）

相楽郡笠置町大字笠置小字笠置山二九

宗教法人 笠置寺

## 寸法

〈巻上〉	縦	三一・二
	長	九五九・八
〈巻中〉	縦	三一・二
	長	一一六九・七
〈巻下〉	縦	三一・二
	長	一一九一・九

ただし見返し（後補）を除く。各紙寸法は別表のとおり。  
（単位 センチメートル）

品質形状 各紙本著色 卷子装

記 録 巻上 箱（表） 絵縁起（別紙貼付）

巻中・巻下 箱（表） 絵縁起 二巻（裏） 笠置山什宝



## 附属文書

（端裏書）「扣」

奉願口上之覚

一 絵縁起 壺巻箱入

一 絵縁起（太平記） 式巻箱入

右者当山宝物二而御座候所及大破候

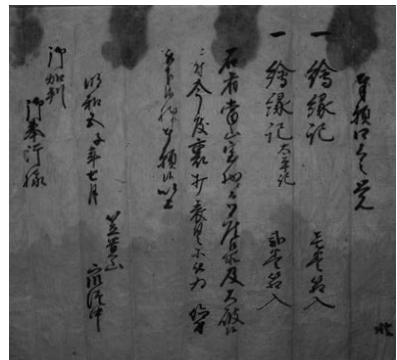
二付今度裏打表具等被為 仰付

被下候様奉願候以上

明和五（子）年七月 笠置山 衆徒中

御加判

御奉行様



## 保存状態

錯簡が見られるほか、紙継の離れ、料紙に折れ、絵具層の剥離、粉状化が進行している。

## 伝来

制作の後、同寺に伝来した。附属文書により、明和五年（一七六八）に笠置山衆徒が藤堂藩加判奉行へ本作の修理を願い出たことが知られる。

時代 室町時代

## 説明

笠置寺は笠置山の山中に位置し、各種縁起に天智天皇の皇子の創建と伝わる。東大寺建立にあたり良弁が当地の木津川掘削により用材を運搬し、実忠は当山で十一面悔過を修して御水取りを創始したとされる。本尊である弥勒磨崖仏は広く信仰を集め、鎌倉時代には

貞慶が当寺に隠通して諸堂を整え、弥勒信仰は更なる興隆を見た。その後、元弘の乱で醍醐天皇の居所となり、この戦乱によって主要堂宇を失った。その後も応永五年（一三九八）に諸堂を焼亡し、それぞれ再興されている。

本作は、建武新政に至る上記のような当寺の歴史を描くものである。巻上は笠置寺の創建から貞慶による再興までを、巻中と巻下は元弘の乱から建武新政における笠置衆徒の活躍を絵画化する。附属文書により明和五年まで「絵縁起」（巻上）と「絵縁起（太平記）」（巻中・巻下）という構成で伝来したことが知られ、現在も両者が別の箱に収められている。

笠置寺の縁起は、文明十四年（一四八二）成立の原本を天文七年（一五三八）に写したものと、これを正保二年（一六四五）に増補したものの二点が当寺に伝わり、本作は天文縁起の記述に則り制作されたものと考えられる。ただし、大幅な要約抜粋がなされており、本作の詞書は天文縁起の半分に満たない。この縁起は先行して存在した諸縁起と、『太平記』のうち笠置に関わる箇所を再編したものであることが指摘されており、本作はそれらの内容を絵画化した作例として注目されるものである。とりわけ、通時的に『太平記』の内容を描く絵画は抜粋を含めても稀少であり、中世に遡る作例としての学術的価値が高い。

その表現を見ると、形態把握や彩色の傾向に幅が見られる。一部を補作とする見方も提示されているが、そうした箇所を含め全体として一つの時代の作風の範囲に収まる。筆致は素朴ながら丹念な描写も見られ、彩色は淡く明るい。人物などは小さく描いて余白を大きくとり、空間の把握、人物や建造物の描写などには参詣曼荼羅と

共通する大づかみな傾向を見せる。こうした作風は、従来指摘される応永二十六年（一四一九）の北野天神縁起絵巻（三重県杉谷神社）のほか、長祿三年（一四五九）の太政威徳天縁起絵巻（大阪府上宮天満宮）や文明十三年（一四八一）の北野天神縁起絵巻文明本（大阪府佐太天満宮）などに通じており、室町時代の制作になると見て矛盾はない。水墨画の表現を摂取したとおぼしい景観描写には優れた点が認められるほか、下巻の行列描写が弘法大師行状絵詞などに見られる絵巻の常則を踏まえたと思われるなど、一定の絵画学習に基づくものと考えられる。また、天文期の制作を想定させる要素として、水墨表現に加え、着衣などの風俗の描写、柳橋・蛇籠・柴船による宇治の表象、杉の描写の形式化といった特徴が指摘されている。制作時期に諸説ある本作であるが、上記のような特徴から、縁起が書写された文明十四年から、再度書写された天文七年に至る時期を前後しての制作と見てよいと思われる。

度重なる災禍により史料の多くが失われた当寺において、その歴史を描く本絵巻が笠置寺再興勸進状や前述の縁起とともに伝存することの意義は甚だ大きい。高僧説話や『太平記』を描く絵画作例として、また南山城に伝わる稀少な中世の縁起絵巻としても高く評価されるものである。現状では後半において錯簡があるほか、折れや紙継の離れも進行しており、十分な保全が望まれる。

（中野慎之）

#### 【主要参考文献】

- ・小林義亮『改訂版 ある山寺の歴史 笠置寺激動の一三〇〇年』（文芸社、平成二十年）
- ・泉万里「笠置寺縁起絵巻について」（荒木浩編『小野隋心院所蔵の文献・図像調査を基盤とする相関的・総合的研究とその展開 三』平成二十年）

〈巻上〉

詞八段 絵八段 本紙紙継二十四枚

詞第一段 「笠置寺縁起」より「同為令結来縁裁贈遐迹而已」まで

二十四行

絵第一段 狩猟の折に皇子が、絶壁に弥勒仏を彫ることを祈願し死を免れる。

詞第二段 「温当寺開山者」より「天智天皇治十年〈辛未〉同之」まで二行

絵第二段 笠を置き残していた断崖に皇子が弥勒仏を彫ろうとすると、天人

がこれを助ける。

詞第三段 「一本尊者」より「補処弥勒慈尊胎藏界之峯也」まで三行

絵第三段 伽藍が整い、磨崖仏や諸堂が並ぶ。

詞第四段 「一役優婆塞」より「終届大和国泊瀬之霊峯者也」まで五行

絵第四段 役行者が千手窟に詣で、当地が修験の行場となる。

詞第五段 「一聖武皇帝大仏殿を」より「これあり」まで十八行

絵第五段 木津川を運ぶ東大寺大仏殿建立のための材木が岩山に妨げられる

が、良弁が風神、雷神の助けによりこれを除く。

詞第六段 「第四十六代孝謙天皇」より「さつけたまふ者也」まで十六行

絵第六段 実忠和尚が龍穴から兜率天に至り、十一面悔過の勤修を許される。

詞第七段 「天平勝宝四年〈壬辰〉」より「実忠和尚の本願御建立云々」まで

五行

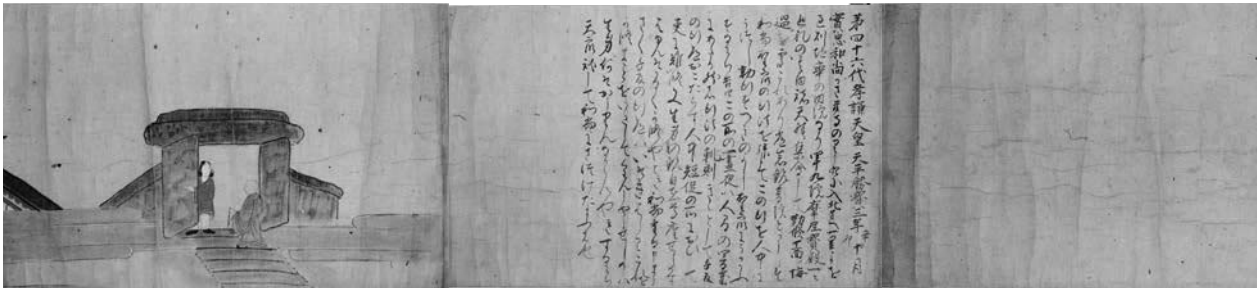
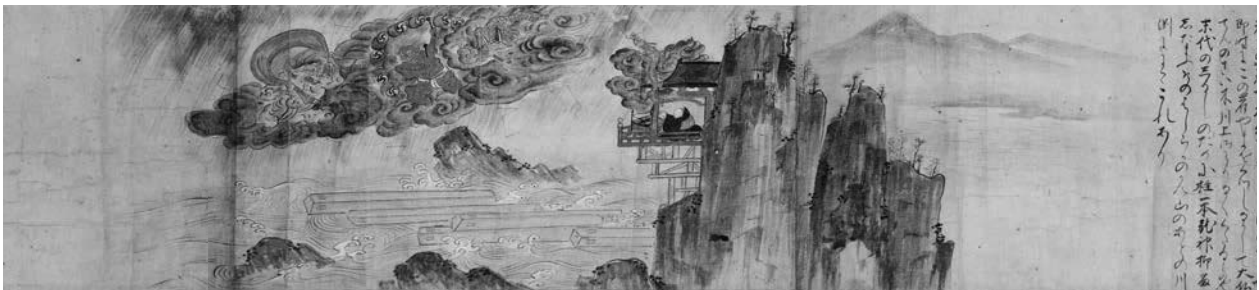
絵第七段 実忠和尚が正月堂で二七昼夜六時の行法を始めたところ、十二面

観音が花皿に乗り降臨する。

詞第八段 「第八十一代安徳天皇」より「閻魔宮に入たまふ也」まで九行

絵第八段 笠置寺に隠居した貞慶が、俱生神により閻魔宮に招かれる。





〈巻中〉

詞第十段 絵十段 本紙紙継三十二枚

詞第一段 冒頭欠落。「の庭前に諸卿列座して」より「へにけり」まで十行

絵第一段 大塔宮が吉野蔵王堂で切腹を覚悟するが、村上彦四郎義光が身替りとなり切腹すると進言する。

詞第二段 「村上殿君の御すかたに」より「わたしける」まで十行

絵第二段 大塔宮の甲冑とともに敵前へ現れた村上彦四郎義光が自害する。

詞第三段 「爰村上殿君の御身替に」より「催されけり」まで八行

絵第三段 楠正成が大塔宮に挙兵を進言する。

詞第四段 「元弘三年（癸酉）」より「打ち出る者也」まで七行

絵第四段 屋内の貴人二人が、縁で深く頭を下げる僧侶と対面する。縁には他に二人の人物が坐し、外で僧兵が警護する。

詞第五段 「同九月一日に笠置城へ」より「叡感あさからさる者也」まで六十行

絵第五段 軍勢に負われ、山を背に兵が敗走する（高橋又四郎の軍勢か）。

詞第六段 「同九月一日六波羅の」より「定まりける」まで五行

絵第六段 笠置に攻め入るための軍勢が平等院の門前に集結する。

詞第七段 「同九月二日に両檢断宇治にて」より「そのかすをしらすといへり」まで四十六行

絵第七段 笠置山を攻める軍勢に対し、足助次郎重範の弓や本性坊の投石が功を奏する。

詞第八段 「同六日にかさき寺西の口へ」より「木津辺まで退畢」まで十行

絵第八段 錦の旗を掲げる笠置の軍勢は笠置寺の衆徒の案内で戦い、敵方を退ける。

詞第九段 「爰に備中国の住人」より「たとりつかせたまひけり」まで二十七行

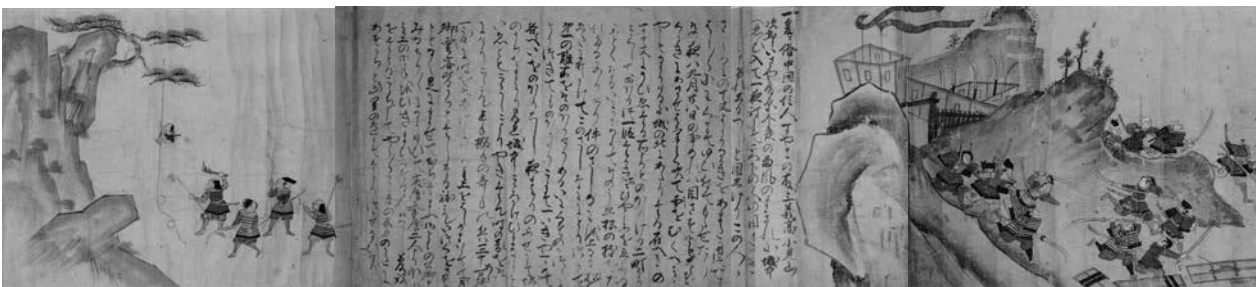
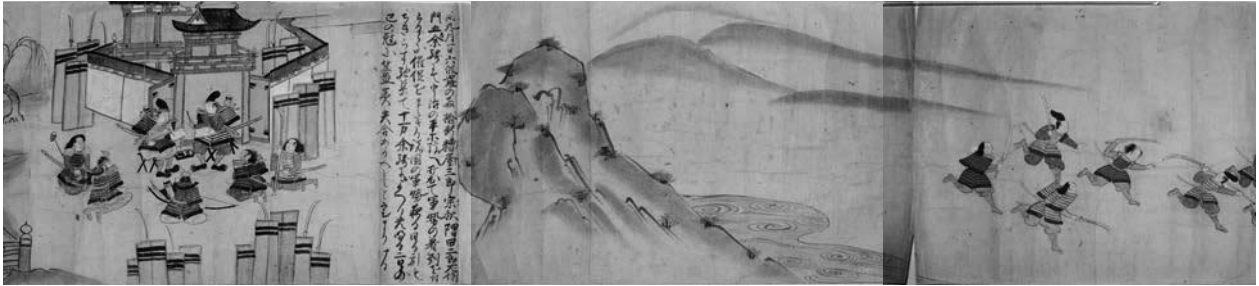
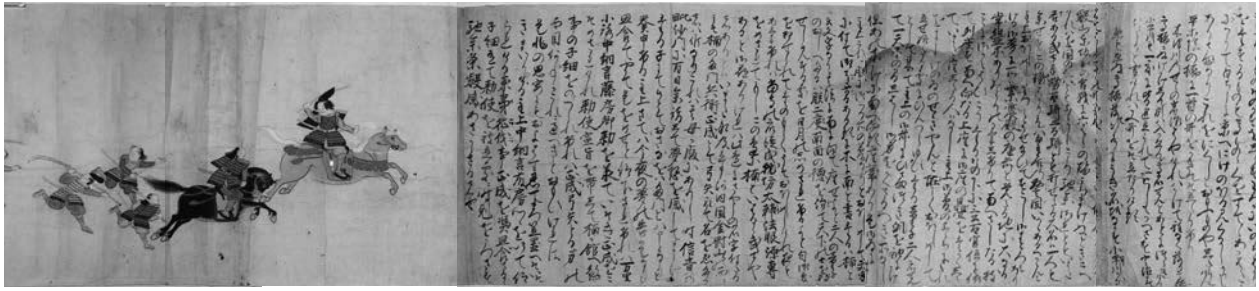
絵第九段 敵方が陣中に忍び込んで火を放ち、笠置山が陥落する。

詞第十段 「一かたしけなくも」より「うたてけれ」まで二十六行

絵第十段 敗走する後醍醐天皇は深須五郎入道と松井蔵人に見つかり、輿で護送される。







〈巻下〉

詞五段 絵六段 本紙紙継二十五枚

絵第一段 大塔宮の軍勢が長谷に至る。

詞第二段 「三輪河原にて合戦あり」より「申しあへりける」まで八行

絵第二段 三輪河原の合戦で笠置衆徒が活躍する。葛城山から神火が飛来し

軍勢を助ける。

詞第三段 「三月廿三日南都に」より「当山の衆徒比類なき高名也」まで四行

絵第三段 笠置の衆徒が野田口において活躍する。

詞第四段 「六月四日に当山の衆徒」より「同六日着到あり」まで三行

絵第四段 大塔宮、中院少将が南都に着き、禪定院の西方院を宿所とする。

詞第五段 「同六日千劔責の」より「皆なみたをなかしけり」まで九行

絵第五段 敵方の大将が剃髪、出家する。

詞第六段 「かさきの衆徒帰山せしむる者也」

絵第六段 笠置の衆徒が笠置に帰る。

詞第七段 「かさき寺より」より「相隨者也」まで二行

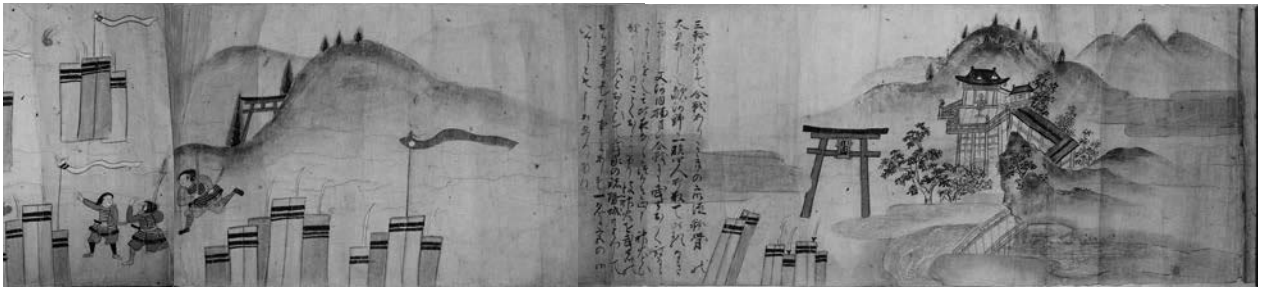
絵第七段 笠置の衆徒が南大河原有市の地頭の館を制圧する。

詞第八段 「かさき寺より」より「相隨ゆる者也」まで七行

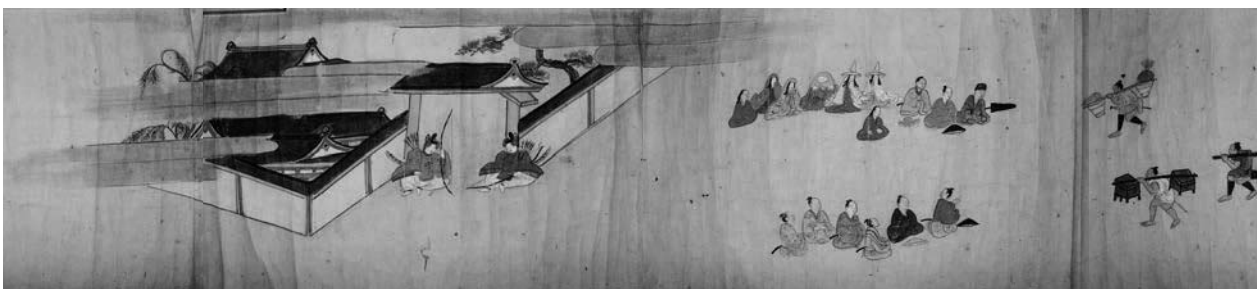
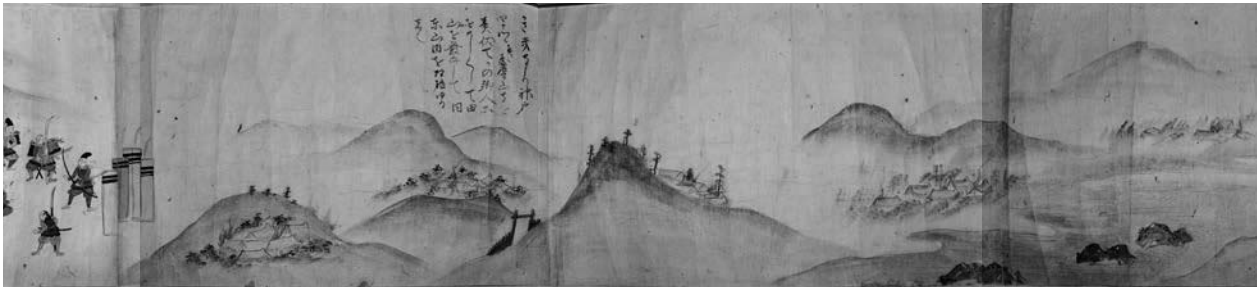
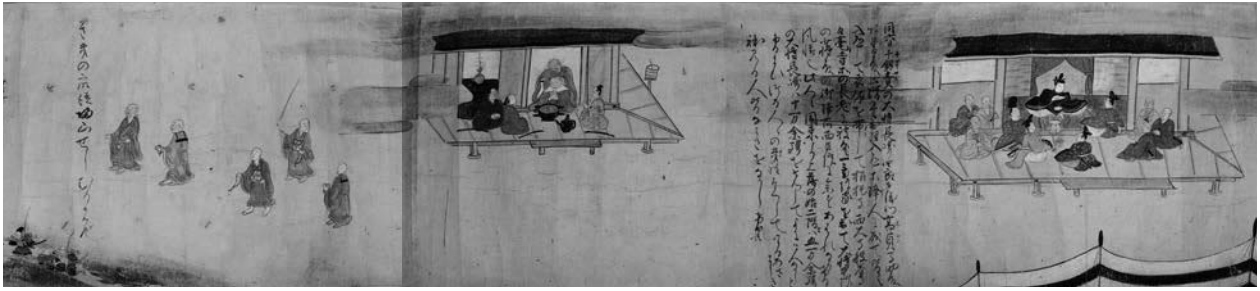
絵第八段 笠置の衆徒が神戸四ヶ郷、忍辱山寺を制圧する。

詞第九段 「同六月十三日に」より「被仰出る者也」まで五行

絵第九段 大塔宮は京都へ戻る。軍勢に笠置衆徒も加わり、後醍醐天皇からの恩賞として笠置寺造営の許しが出る。







【別表】各紙紙幅寸法及び絵・詞書対応表

卷上	卷中	卷下
第1紙 48.5 詞1	第1紙 44.2 詞1・絵1	第1紙 21.7 絵1
第2紙 48.6 詞1・絵1	第2紙 48.9 詞2・絵2	第2紙 49.4 絵1・詞2
第3紙 31.4 絵1	第3紙 48.9 絵2	第3紙 48.9 詞2・絵2
第4紙 14.3 詞2	第4紙 48.5 絵2・詞3・絵3	第4紙 49.0 絵2
第5紙 49.3 絵2	第5紙 30.1 絵3・詞4	第5紙 49.4 絵2・詞3・絵3
第6紙 31.7 絵2	第6紙 47.5 絵4	第6紙 49.4 絵3
第7紙 17.9 詞3	第7紙 41.3 絵4	第7紙 49.2 絵3
第8紙 49.3 絵3	第8紙 48.8 絵4	第8紙 49.5 絵3・詞4・絵4
第9紙 49.5 絵3	第9紙 48.5 絵4・詞5	第9紙 49.3 絵4・詞5
第10紙 43.4 絵3	第10紙 23.7 詞5	第10紙 49.6 詞5・絵5
第11紙 19.1 詞4	第11紙 48.9 詞5	第11紙 49.5 絵5・詞6
第12紙 47.7 絵4	第12紙 24.3 絵5	第12紙 49.6 絵6
第13紙 24.4 詞5	第13紙 49.0 絵5	第13紙 48.7 絵6・詞7
第14紙 49.6 詞5・絵5	第14紙 48.4 絵5	第14紙 49.3 絵7
第15紙 49.3 絵5	第15紙 8.3 詞6	第15紙 49.3 絵7
第16紙 48.2 絵5	第16紙 48.9 絵6	第16紙 49.1 絵7・詞8
第17紙 48.8 詞6	第17紙 48.9 絵6・詞7	第17紙 49.1 絵8・詞9
第18紙 48.9 絵6	第18紙 49.3 詞7	第18紙 48.9 詞9・絵9
第19紙 48.3 絵6	第19紙 17.9 詞7	第19紙 47.9 絵9
第20紙 24.7 絵6・詞7	第20紙 48.9 絵7	第20紙 49.6 絵9
第21紙 47.9 絵7	第21紙 28.2 絵7	第21紙 49.8 絵9
第22紙 48.6 絵7・詞8・絵8	第22紙 27.4 詞8	第22紙 49.1 絵9
第23紙 48.5 絵8	第23紙 16.0 絵8	第23紙 48.7 絵9
第24紙 21.9 絵8	第24紙 48.9 絵8	第24紙 48.9 絵9
	第25紙 11.7 絵8	第25紙 39.0 絵9
	第26紙 4.7 詞9	
	第27紙 42.7 詞9	
	第28紙 48.6 絵9	
	第29紙 36.1 絵9	
	第30紙 49.0 詞10	
	第31紙 4.7 絵10	
	第32紙 28.5 絵10	

単位 センチメートル  
「絵第1段」を「絵1」と記述した



卷中 第10段



卷中 第4段



卷上 第1段



卷上 第6段



卷中 第8段



卷上 第4段

細部

板絵著色繫馬図

円山応挙・円山応瑞筆

一面

亀岡市曾我部町穴太宮垣内三

宗教法人 小幡神社

法 量 額 六七・四×九三・九

本紙 五六・〇×八〇・八 (単位 センチメートル)

品質構造 板絵著色額装

図 様

画面左方を向く馬を描く。肥瘦のある細線を輪郭とし、毛を白に賦彩する。輪郭や身体の起伏に沿って、薄墨で隈をとる。鬣、尾は墨の毛描きであらわす。面繫、胸繫、尻繫は赤に賦彩し編目を描写する。鞍の前輪、後輪は黒地に蝶唐花文蒔絵を金泥であらわし、居木を青く塗る(剥落)。下鞍、力革は剥落のため彩色不詳。障泥は黄地に墨の毛描で獣皮をあらわす。鐙の鳩胸は黒、踏込は赤に塗り、紋板には算木形を五つ透かして覆輪に金泥を施す。手綱を白、差繩を青に賦彩する。画面全体に砂子を施す。

保存状態 絵具層に剥離が認められる。

伝 来

画面款記によれば、応挙の父藤左衛門が命じて応挙がこれを描いたが、完成を前に没し、享和三年(一八〇三)に長男の応瑞がこれを完成させたという。小幡神社に奉納され、拝殿に安置されていた

が、現在は社務所内にて保管されている。

款 記

(画面右端)

応挙「応挙之印」(白文方印)

此絵馬一隻祖父藤左衛門

曾命先人而て写之装

飾未備不幸而謝世今

歳癸亥遂両先人之志

完飾之以著於先人之

遺印而奉献焉爾

(画面左端)

享和三年秋九月

男源応瑞謹識

(裏面墨書)

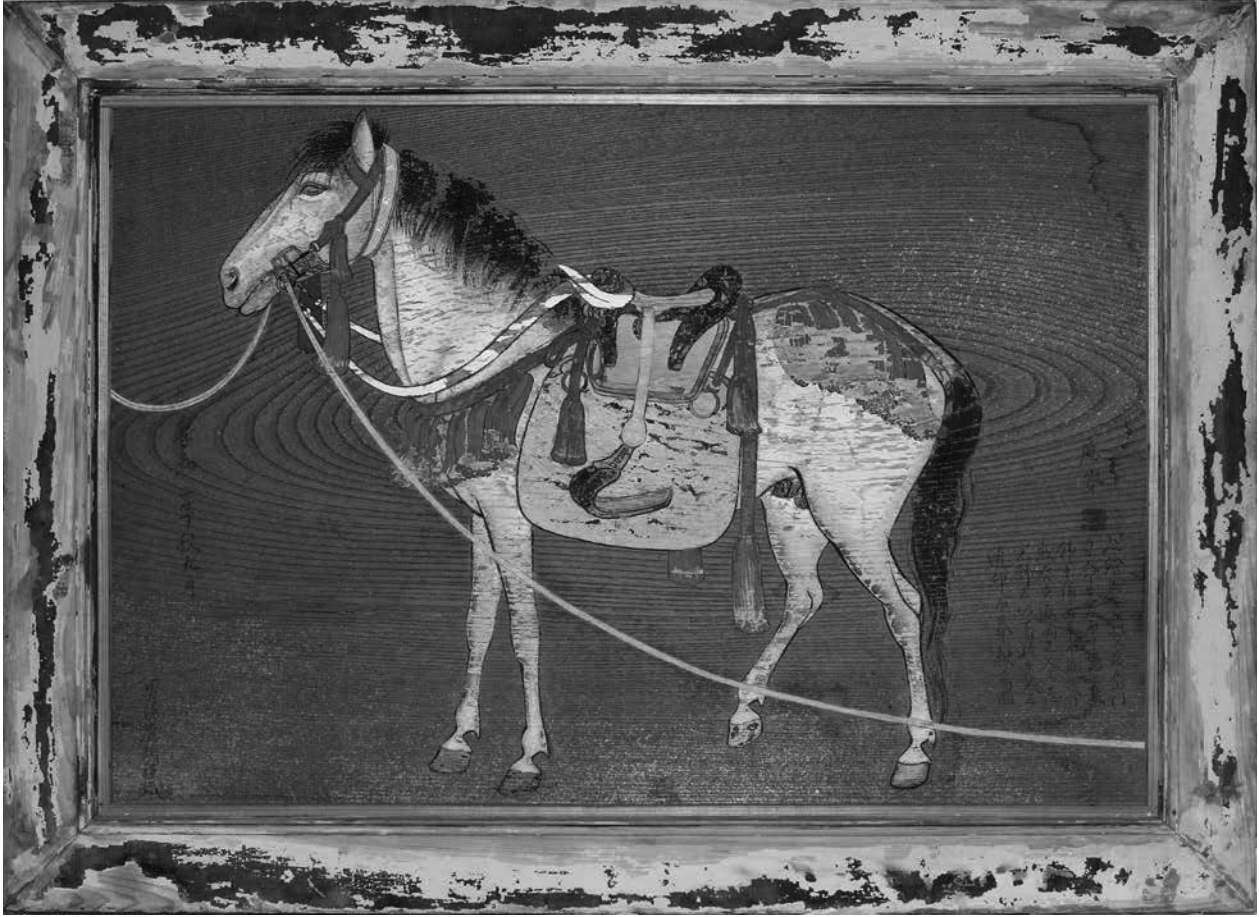
延喜式内

奉納小幡神社御宝前

縦一尺八寸四分

横二尺六寸五分

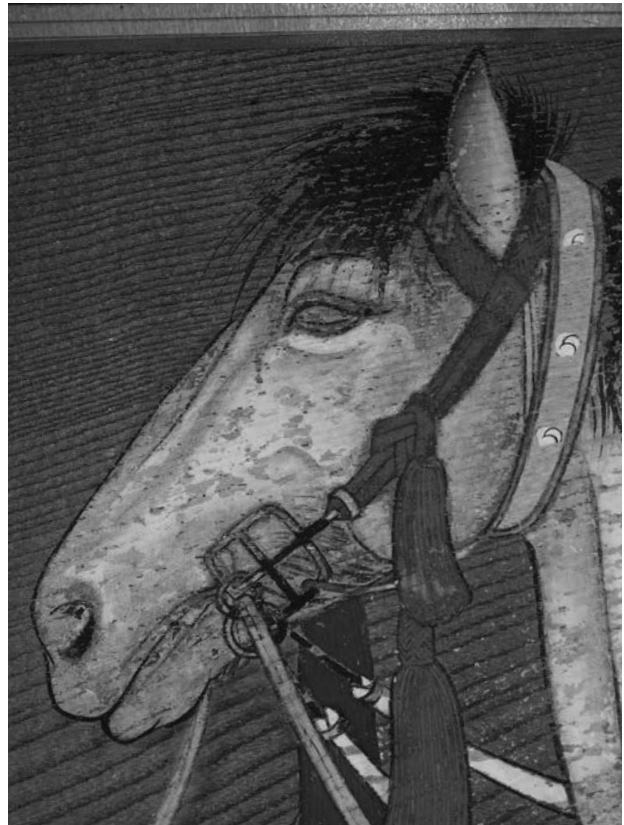




板繪著色繫馬図



鞍



面部

時代 江戸時代

説明

円山応挙（一七三三―一七九五）は丹波国桑田郡穴太村に生まれ、江戸時代後期の京都において写生的表現を特徴とする画風を形成し、一世を風靡した絵師である。長男応瑞以降の円山家歴代と門弟は円山派を形成し、明治に至るまで京都の画壇の一角を担った。本作は、制作の途中で応挙が没し、その後に応瑞が完成させ、応挙生地近傍の小幡神社に奉納した絵馬である。画面上の応瑞の款記は、父の藤左衛門が命じて応挙がこれを描き、応挙没後の享和三年（一八〇三）に応瑞が仕上げた応挙の遺印を捺したという経緯を記している。

本作の表現を見ると、静的な画面構成と緻密な描写に特徴がある。馬は画面左を向いて直立し、動態は右の後ろ足をわずかに上げる程度である。彩色が剥落した箇所が多数あるが、当初の賦彩の入念さは鞍に施された蒔絵の精緻な描写に看取されるとおりであり、特に的確かつ柔和に施された陰影には優れた画技が示されている。

本作については、制作の基礎となった写生が応挙の手控帖であったと見られる個人蔵「写生図冊」（他に「写生粉本冊」、「写生雑録帖」などと通称）に認められる。同冊には馬に関わる多彩な記述や写生が残されるが、本作の表現はここに描かれる馬の姿態や馬具の形状と一致しており、こうした学習に依拠していると判断される。「写生図冊」での写生はあらゆる角度からなされ、各所に色の指示書きや「鼻平」、「如是毛タマル也」といった注記、馬具の呼称に加え、「馬形之聞書／龍頭魚眼鳳胸」といった覚書も添えられる。また、馬の各部位ごとの採寸図も掲載されており、本作の描写もこれ

に則っている。他に古画の模写や『西陽雜俎』の馬をめぐる一文の引用が含まれるなど、画題に対する応挙の多様な関心が知られる。応挙は円満院門主祐常の命で百幀にわたる写生図を描いたと伝えられるが（奥文鳴『仙齋円山先生伝』、「写生図冊」に残される年紀はほぼ明和八年（一七七二）であり、応挙が祐常のもとに仕えた明和二年（一七六五）から安永二年（一七七三）までの期間にあたる）ことが指摘されている。本作は画題に対する応挙の多角的な考究がその後の画作の基礎となつていることを具体的に示しており、詳細な画論の知られる応挙の認識をさぐる上でも重要な位置を占めるものである。

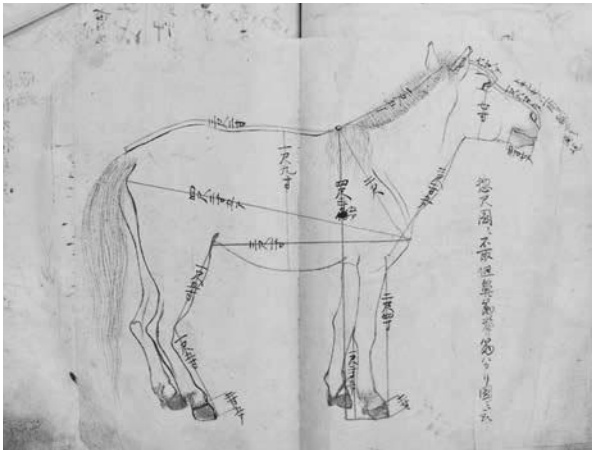
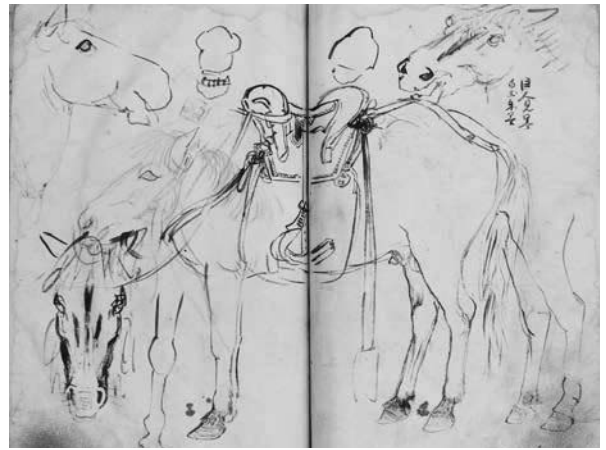
このように本作は、精緻な描写や陰影を感じさせる彩色などに円山派の表現上の特質を示している優品であるとともに、写生を中心とする応挙の多様な学習が絵画制作へどのように及んだかを考える上で高い学術的価値を持つ。加えて円山家三代が関わった経緯が明らかであり、応挙生地に伝わった円山家の稀少な資料としても評価されるものである。

（中野慎之）

#### 【主要参考文献】

- ・梅津次郎「新資料 応挙の写生粉本冊」『ミュージアム』一二七、昭和三十六年
- ・佐々木丞平・佐々木正子『円山応挙研究』中央公論美術出版、平成八年
- ・加藤弘子「円山応挙の写生図に関する調査研究」『鹿島美術研究』年報二十六号別冊、平成二十一年





迴毛在頸白馬... 鞍下膝下...  
 黃馬白喙... 旋毛在吻後汗溝上通...  
 目赤腫亂及反腫白馬黑目... 目白...  
 視並不可騎... 衣服名附蟬尸肝名懸燧亦...  
 曰雞舌綠...  
 右曰陽... 雜俎



【参考】写生图册 个人藏

もくぞうじぞうぼさつざぞう  
木造地藏菩薩坐像

一 軀

像内に承安五年正月十一日、僧明暹等の銘がある

舞鶴市宇京田小字大角一五二

宗教法人 善福寺

法 量

像高	一三三・五		
頂―顎	四三・五	面幅	三一・九
耳張	三六・五	面奥	三七・五
胸奥(右)	三六・〇	胸奥(左)	三四・五
腹奥	一七・六	肩張	七五・三
臂張	八八・五	膝張	一一六・五
坐奥	八一・〇		(単位 センチメートル)

形 状

円頂。白毫相。半眼閉口。耳朵環状、貫通。鼻孔・耳孔を穿たない。三道相。袈裟を偏袒右肩に着し、右胸で吊り、その端は左前膊にかかる。右肩に覆肩衣を着す。腹部に裙の上端を見せ、腰紐で結ぶ。紐の結び目は袈裟の内側に落とす。右手は屈臂して錫杖を持ち、左手は屈臂し腹の高さで仰掌し宝珠を執る。右足を外にして結跏趺坐する。

品質構造

ヒノキ。一木割刳造。紙張泥地彩色及び古色。

頭体通し一木から彫出し、前後に割り刳ぎ、さらに内刳を施し、

割首とする。前面材と背面材は、像内の左右腰部で材を彫り残り、像内の前後材の下部を連結する。左右体側材は内刳を施したのち刳ぐ。膝前材は前後二材を不整形に刳ぐ。白毫、左右前膊材、肘、手首から先、指先、裳先に別材を刳ぐ。地付付近や像内に小材を数材刳ぐ。

保存状態

膝前の内側の材、裳先、像内補材、鏝、表面紙張り、彩色及び古色、持物、台座、光背、以上後補。両手の指などの一部は、補修された可能性がある。

伝 来

- (一) 像内の銘文から、承安五年(一一七五)に造立されたと考えられる。
- (二) 寺伝では、本像の安置していた堂が慶安三年(一六五〇)に倒壊し、同寺に遷移したという(参考資料一)。
- (三) 明治四十年(一九〇七)に修理が行われた(参考資料二)。後補彩色はこの際のものと考えられる。
- (四) 平成二十七年二月二十六日、舞鶴市指定文化財。

参考資料

- (一) 「子安地藏尊像修覆奉加帳」嘉永三年(一八五〇) 個人蔵
- (二) 原に当寺本尊は子安の地藏にして人皇六十主代一条院の御宇寛弘年中の頃京田村の安子といふ所に毎夜光明輝給ふが故に郷民不思議の念をなし或時占者に命じて其由を占しむ占者の云く霊仏地に埋れ給ふといふ時に郷人集て地を掘て是を験るに果して地藏の尊像を得たり然るに近村の人々瞻仰敬礼して已に尊像の頽敗を補い就中台座後光を其地に遷宮し堂宇を構て安置し奉るなり(中略)然に慶安三寅年洪水のため堂宇推倒せり従爾以来当山に遷りて本尊と奉崇なり(後略)

(二) 明治四十年修理銘札

御地藏尊／毘沙門天王／開山雲林妙冲／為高雲院仁山義重居士／菩提之御再興ス／  
明治四十年旧七月吉祥日／当山現住森明堂代／京都市室町通三条上ル／施主高田氏  
／京都市寺町通り仏光寺上ル大仏師乾類三郎／助ケ中原清次郎

時代 平安時代

説明

善福寺は円覚寺、南禅寺を歴任した綾部市安国寺五世の雲林妙冲が応永二十四年(一四一七)に開創したと伝わる禅刹で、地誌類などから近世には安国寺と本末関係にあったことが確認され、明治期に東福寺末となっている。現在同寺地藏堂に安置される本像は、像内に承安五年(一一七五)の年紀と交名を墨書しており、多数の人物の結縁によりこの年に制作されたと考えられる。

胸が薄く奥行きあまりない体軀、浅い衣文、丸みをもたせた面部、小づくりの目鼻立ちによる柔和な表情など、定朝様の定型に拠る穏やかな作風を示す。吊袈裟を着用し、紐で結んだ裙を腹前に見せる本像の服制は、平安後期に普及を見たものと考えられ、永暦元年(一一六〇)の造像銘を持つ静岡県宣光寺半跏像、安国寺半跏像、綾部市施福寺半跏像、亀岡市法然寺半跏像、京都市伏見区摂取院坐像、東山区正法寺坐像など、同じく平安時代後期に制作された諸像と共通する。やや胸をそらし上体に力を込めた側面観が鎌倉時代への移行を思わせる造形上の特徴であるが、全体としては平安時代後期に典型的な作風を示しており、当代の遺品中で優れた部類に属する。表面の後補彩色により大きく姿を変えるほか、各所に損傷が見られるものの、平成二十七年に行われた透過X線撮影により制作当

初の彫刻面をほとんど残していることが確認されている。

地藏菩薩像は、平安後期に数多く造立されながらも基準作は稀少であり、久安三年(一一四七)の根津美術館像や宣光寺像が本像に遡り、治承元年(一一七七)の静岡県瑞林寺像がこれに続く程度である。加えて像内の交名は、在地の人物と思われる名が多く記され注目される。僧俗の人名が約五十名記され、その大半に「所生男女」と続けられる。ここに見られる氏族名の多くは、古代の丹後地域周辺に分布するものとして知られている。同寺が属する丹後国加佐郡の郷名である川守や、丹波・海部(丹後)、刑部・六部(丹波)など、『倭名類聚抄』国郡部に記載のある地名との関係も注目される。また、福知山市威徳寺周辺の寺僧の主導のもと在地の田堵らの結縁により仁安四年(一一六九)から治承二年(一一七八)に前後して書写された大般若経(滋賀県長寿寺所蔵)については、その奥書に現れる氏姓と重なる。他にも像内交名に同様の氏姓が見える例があり、その位置づけについて今後の検討が俟たれるものである。本像の交名は、平安時代後期に一般化した多数の結縁交名の在地における一例として注目されるもので、丹後地域の氏族を考察する上でも貴重な史料である。「所生男女」の語については、嘉応二年(一一七〇)の滋賀県福寿寺千手観音菩薩立像の像内背面墨書に用いられるほか、宮津市籠神社経塚出土の文治五年(一一八九)銘銅経筒など、経塚埋納品にも類する表現が見られる語句である。

このように、本像は制作年の明らかな平安後期の地藏菩薩坐像の優品であるのみならず、在地の人々と見られる像内結縁交名を有しており甚だ高い価値を持つ。丹後・丹波地域の歴史や造像を考える上でも逸することのできない存在と考えられるものである。





外観（正面）

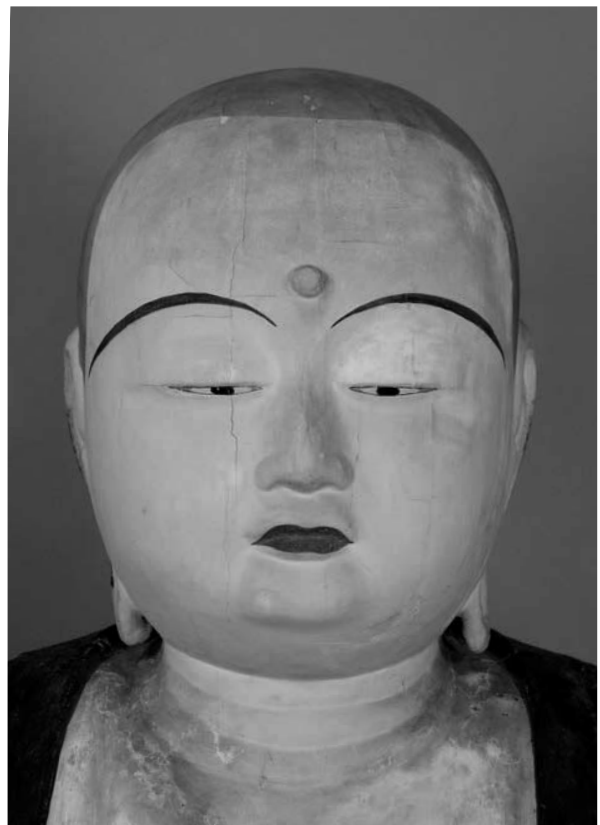
【主要参考文献】

- ・田中章文「善福寺「子安地藏尊縁起」考」『舞鶴地方史研究』四六、平成二十七年
- ・藤田励夫「滋賀県・長寿寺所蔵大般若波羅蜜多經の書写と伝来―平安末期地方写經の一事例として―」『ミュージアム』五三〇、平成七年

（中野慎之）



頭部拡大（側面）



頭部拡大（正面）



X線透過写真 提供：善福寺

左：側面 右：正面

銘文 像内胸部墨書（左頁 赤外線写真）

- 丹波包清所生男女
- 藤井依時所生男女
- 同貞成所生男女
- 土師重友所生男女
- 橘助光所生男女
- 川守為行所生男女
- 刑部行正所生男女
- 同武弘所生男女
- 承安五年正月十一日
- 僧明蓮
- 大藏乙未年 所生男女
- 小槻貞助
- 清原氏所生君達
- 僧頼助
- 藤原貞安同安清同安房所生君達
- 高橋貞行所生男女
- 氏友永所生男女
- 友重所生男女
- 中 友重所生男女
- 秦 友重所生男女
- 丹波近枝所生男女
- 秦貞清所生男女
- 僧靜春所生男女
- 海是永所生男女
- 秦氏 氏正近所生男女
- 丹波重正所生男女
- 橘国貞所生男女
- 土師則久所生男女
- 同則光
- 同忠正
- 僧良与所生男
- 同則光
- 身人部是
- 小槻重助
- 記貞包所生男女
- 蘭部則弘所生男女
- 波 行所生男女
- 秦 行所生男女
- 土師氏所生男女
- 常角行遠所生男女
- 土師近重所生男女
- 僧相 所生男女



小梅堂印  
備類助  
益有常法用及情  
為禱白行所生男女  
以支承其業

大正七年  
備類助  
清原氏  
小梅自助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女

川守行權所生男女  
備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女

備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女

備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女  
備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女

備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女

備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女

備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女  
備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女

備類助  
養女五年正月廿日  
國武松所生男女  
川守行權所生男女



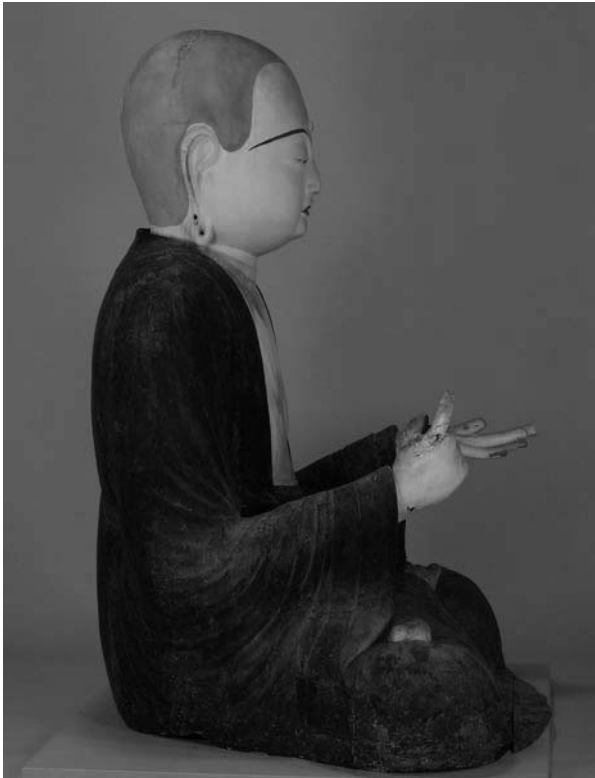
背面



正側面



底部



右側面



左側面

九条袈裟 義天玄承所用

一肩

京都市右京区竜安寺御陵下町一三三  
宗教法人 龍安寺(京都国立博物館寄託)

法 量 左丈 一三七・〇  
中央丈 一〇〇・〇  
右丈 一一六・〇  
幅 三七〇・〇 (単位 センチメートル)

袈裟表

銀欄二種、浮紋織一種

材質 絹・銀糸(紙胎・漆貼り)

一、縹地<sup>はなだ</sup>卍入り入子菱二花唐草文銀欄 行部 縁・堅条・横堤・四天・環座  
織組織 経五枚<sup>しゅうす</sup>縹子  
(地経・縹/地緯・浅葱 いずれもz撚り)

糸密度一cm間 経七六本/緯二〇越)  
繪緯<sup>えむぎ</sup> 平銀糸半越地搦み。上文丈八・五cm 窠間<sup>かまはば</sup>幅一〇・〇cm

一、朱地毘沙門亀甲文銀欄 田相部  
織組織 経五枚縹子

(地経・地緯ともに朱、z撚り)

糸密度一cm間 経八四本/緯二越)

繪緯 平銀糸半越地搦み。文丈二・二cm、窠間幅一・九cm

記 録 (箱蓋表墨書) 伝衣 大雲山龍安寺

保存状況 裏地の損傷が甚だしく、平成十八年度に行われた修理に際し、仮の裏地を加えている。

伝 来

龍安寺の寺史である『大雲山誌稿』は、長祿年間に大徳寺に住する義天玄承に紫衣が勅許された際、これに尽力した細川勝元が義天に贈ったのがこの袈裟であり、その後は伝法衣として伝来したと伝える。平成十八年に修理。

参考資料

(一)『大雲山誌稿』第九卷 法器章

○法服 附坐具

義天和尚法衣(金欄九條有/坐具一) 壹領

赤地毘沙門亀甲

総地緯赤色文毘沙門亀甲

條藍色有唐草梅花桔梗卍字等之文以桃花

色絹裏

長祿年間義天和尚住于大徳寺時 朝廷始聽

着紫衣也斯奉依勝元朝臣之執奏焉従は大徳

永為賜紫之寺於時勝元為義天裁平法衣一領以

贈之義天被之開堂演法云爾来宗脈自義天之下

者皆以此衣為伝法之信也 雪江和尚以降

諸祖師之頂相多被之衣也如今留奉安于本寺宝

庫以為法宝之第一矣

文政九年丙戌六月廿日玄彰九拜識

為「法信」

先住ノ像着「卍字」伝衣ノ者彰親「觀」覽之乃

雪江自贊肖像（在竜安ノ者）

景川木造（在竜泉）

特芳自贊肖像（在竜安西龍潭ノ靈養源者）

同木造（在西源竜ノ潭靈雲者）

東陽木像（在聖澤者）

玉浦自贊（在山玉浦徒ノ第者）

鄧林画像（在竜興者）

大休画像（在靈雲本光者）

龜年画像（在退蔵東ノ林者）

月航画像

眞指画像（在東林者）

天蔭自贊画像（在聖澤者）

右之像僉着卍字伝衣彰親拝閱者

老宿話「是菴」日本派古「画」祖像ヲ者取「卍字」伝衣之

様章ヲ也然近世多忘之唯尚「其」古「者」或成焉吾山只到

後世必專拠之

(二) 烏丸責任書状（大日本古文書 大徳寺文書之一 一一三）

（表題）「資任 大徳寺紫衣給旨賀詞之状」

大徳寺長老、可令着紫衣給之事、依御申、御執 奏候之处、繪旨 出候、御目

出存候、何様以参拝可申入候也、

十二月十二日

細川殿

資任

## 時代 明時代

## 説明

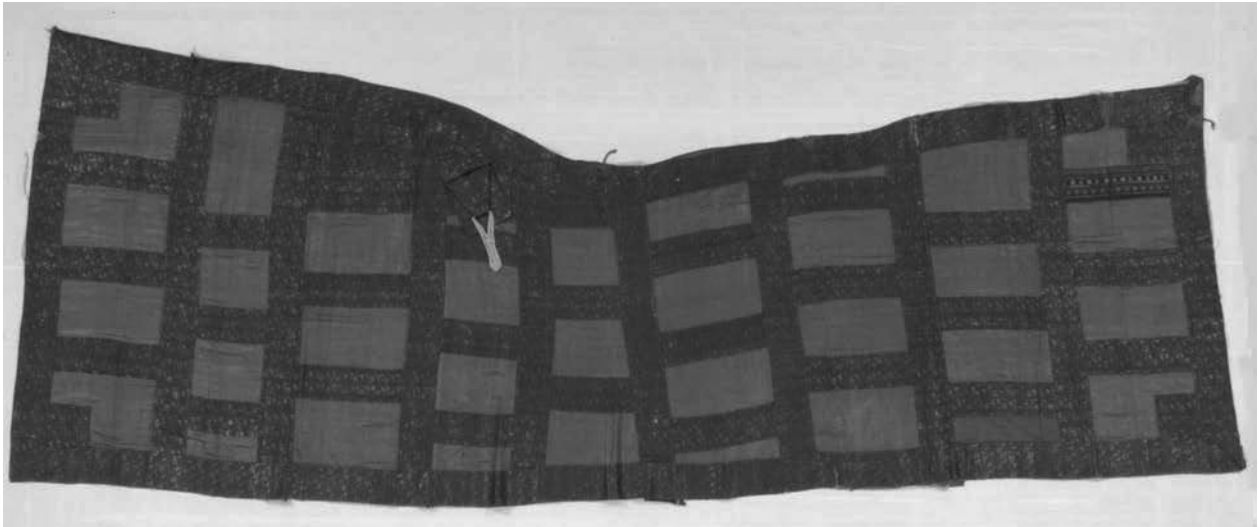
龍安寺の開山である義天玄承（一一三九—一四六二）の所用と伝わるもので、稀に見る銀欄の袈裟である。田相は赤地に毘沙門亀甲繫文、行は縹地の卍入二重菱繫文に山茶花唐草を配する。また、右から一条目最上段の横堤は、糸と組織を行の縹地銀欄と同じくする段替文様の裂を用いる。銀欄はいずれも明から請求されたと考えられており、五枚縹子地で緯糸が経糸と比べかなり太い。これは岐阜県春日神社伝来舞楽装束などの裂と通じており、中世後期に舶載された明代初期の銀欄の実態を窺う上で重要な位置を占める染織資料

と言える。また、環は八稜形の鼈甲に金で覆輪をとったもので、甚だ豪華な事例として注目されるものである。

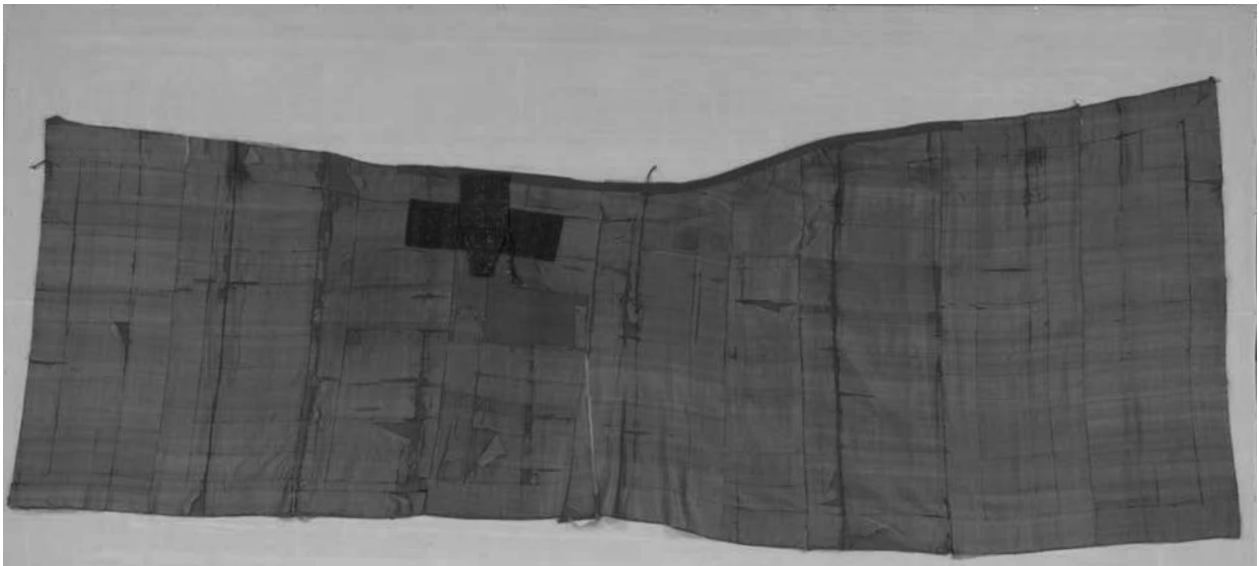
義天玄承の法脈に連なる禅僧について、その頂相や木像の多くがこの袈裟を着用する姿に表されていることが知られている。中巖玄彰の撰になる『大雲山誌稿』の記事（文政九年）には、これが伝法の証である「卍ノ伝衣」として継承され、義天玄承の印可を受けた雪江宗深以降の諸祖師がこの袈裟を着用する姿にあらわされていることを記している（参考資料一）。同書はその由緒について、大徳寺住持であった義天玄承が長祿年間に紫衣を受け、これが大徳寺の住持が紫衣を勅許される端緒となったことを述べ、これに尽力した細川勝元が法衣を裁って仕立て義天玄承に贈ったのがこの袈裟であり、義天はこれを着用して大徳寺開堂演法を行ったと伝えている。この紫衣勅許は勝元宛の烏丸責任書状（参考資料二）によって確認されるが、その後も大徳寺に対する紫衣勅許の史的根拠として重要視されたことが知られており、本作の評価とも関わったと考えられる。義天は日峰宗舜から妙心寺復興の業を継ぎ、細川勝元を開基として宝徳二年（一四五〇）に龍安寺を創始、享徳元年（一四五二）に大徳寺住持となり、寛正三年（一四六二）に示寂した。

以上のように、本作は多くの点から高く評価される袈裟である。中世に遡る優品として、また、すべてを銀欄で仕立てた類例稀な袈裟であることに加え、銀欄については義天没年を下限とすることが明らかかな染織資料として高い学術的価値を有している。伝法の証という袈裟の機能が絵画や彫刻からも確認されるほか、禅宗史の画期を示す資料として珍重された歴史も注目されるものである。

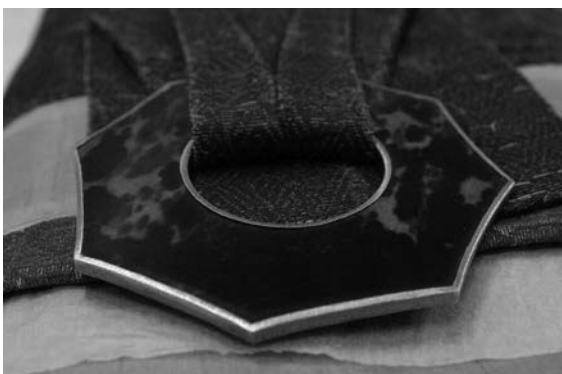
（中野慎之）



全体図（表）



裏面（修理前）



環

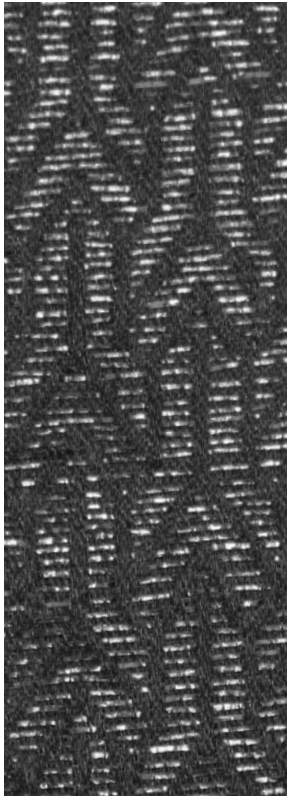


箱 蓋表墨書

【主要参考文献】

- ・『妙心寺大観』妙心寺派宗務本所、昭和四十七年
  - ・『高僧と袈裟 ころもを伝えころもを繋ぐ』  
京都国立博物館、平成二十二年
  - ・斎藤夏来「五山十刹制度末期の大徳寺―紫衣事件の歴史的前提―」  
『史学雑誌』一〇六・七、平成九年
- ※『大雲山誌稿』については、龍安寺岩田晃治氏からご教示を得た。





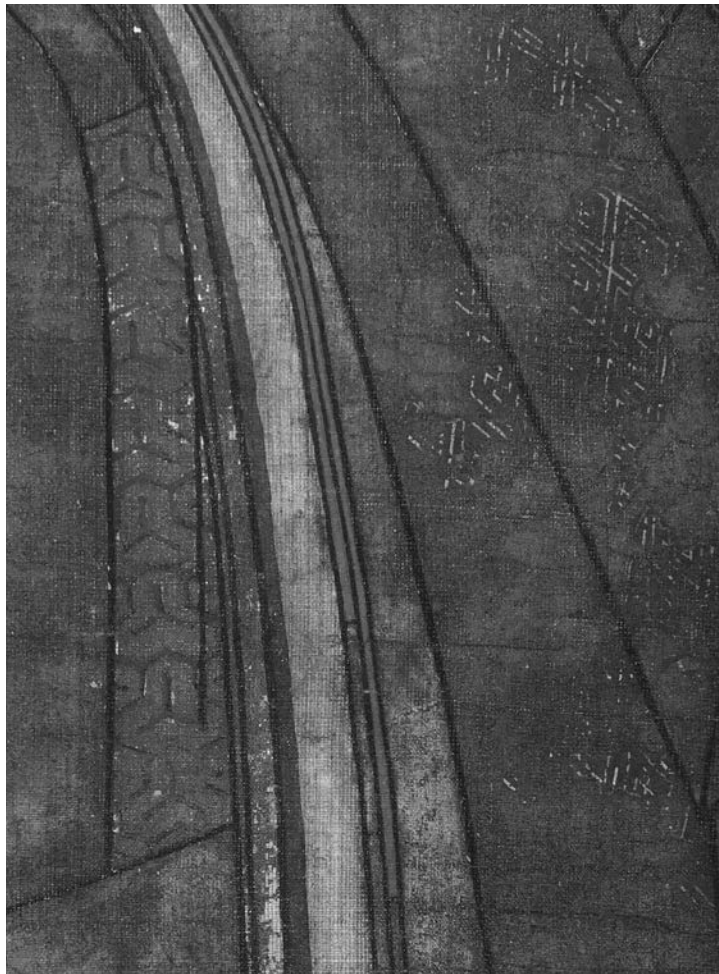
田相



行



横堤



鄧林宗棟像 袈裟 (部分)



【参考】鄧林宗棟像 狩野元信筆



京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

種別	有形文化財											無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財					記念物	合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合計		
	建造物		美術			工芸			小計	風俗	民俗			小計	史跡	名勝	天然記念物	小計								
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	古書籍	考古資料	歴史資料																		
指定		△29	△616	2	4	7	△11	△11		△215	(認定1)	1		△11	△13	△24	6	3	2	11	△640	15			△655	
	58	△29	△322	6	4	4		△12	1	△117				2	4	6	△12	3	1	△16	△438	9			△447	
	59	△17	△318	△13	3	2		1	△11	△210			1	1	△16	△17	2	△13	1	△16	△531	11			△542	
	60	△27	△411	3	3	2		△12	1	△111							2	1	2	5	△323	4			△327	
	61	△110	△1539		1		1	1		3				△12	1	△12	△25			△318	5				△323	
	62	3	8	3	3			△14	2	△112							1	1	1	3	△118	4			△122	
	63	△13	△611	3	3	1		3	1	11									1	1	2	△116	1	(認定2)	1	△118
	元	4	9	2	1			△12	1	1	△17	(認定1)	△12	△11					1	1	2	△316	1			△317
	2	1	1	1	△11	4		5	1	△112			3		3		1	1	2	△118	2		(認定2)	△22	△322	
	3	6	△112	3	2	4	2	1		12	(認定4)	△34									△322		(認定1)	△11		△423
	4	△14	△416	1	1				1	3							1		1	2	△19	1			△110	
	5	5	13	1	1	1	1		1	5								1		1	11	1			12	
	6	2	9	2	2	1		3		9	(認定2)	△12				△11			△11	△214	1				△215	
	7	2	6		2	2		2	1	2	(認定2)	△11									△112	1				△113
	8	3	6	2	△12	1		2		2	△19										△112	2	(認定2)	△12		△216
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1	8	(認定2)	1								13	1				14
	10	3	14	2	1	1		1	1	2	8										12	1				13
	11	2	17	2	2		1		1	6								1		1	9	1				10
	12	△13	△112	△12	△11	1		2	1	△11	△38						1			1	△412	1	(認定1)	△11		△514
	13	5	20	2	1	1	1	1		1	7						1			1	13	1				14
	14	4	11	1	△11	△11	1	1	1	1	△27					1				1	△212	1				△213
	15	△13	△410	1	1	△12	△12		2		△28								1	1	△312	1				△313
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	8	(認定1)	1							1	13	1				14
	17	3	3	2	1	1		1	1	6	(認定2)	1					1			1	11	1				12
	18	2	11	△13	1	2	1		1	△18									1	1	△111					△111
	19	2	4	2	1		2			5			1		1						8	1		3		12
	20	1	4	1	1	△11		1	1	△15	(認定3)	△13				1				1	△210			2		△212
21	2	10	2	1				1	1	5										7				2	9	
22	2	2	2	1	1		1		5	(認定4)	△12				1				1	△110			1		△111	
23	1	9	1	1			1		3											4				1	5	
24	4	6	1	1	1			1	4	(認定1)	1									9					9	
25	2	4	2	1			3		6			1								9					9	
26	3	4	1	1					2	(認定1)										5			1		6	
27	2	3	2	1	1				4											6					6	
計	△12125	△47358	△363	△453	△344	△216	△545	△123	△114	△19258	(認定8)	△819	△13	△213	△321	△324	△124	△116	△558	△48484	68	(認定8)	△57	10	(認定32)	△53569

その2(登録、合計)  
平成28年4月1日

種別	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財				記念物			合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合計
	建造物 棟数	棟 (基) 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計			風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	小 計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	小 計					
	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1			▲2 12								▲4 43				▲4 43		
58	7	11		2	1				3				4	4		▲1 5	▲1 5	▲1 19				▲1 19		
59	▲1 11	▲1 15		2					2				5	5		1	1	▲1 19				▲1 19		
60	5	11		2					2									14				14		
61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9			23				23		
62	4	10			2		2		4				2	5	1	6		16				16		
63	1	5												4	1	5		6				6		
元	2	8		1					1				4	2	3	5		12				12		
2	2	2	2						2				1		3	3		8				8		
3	1	1												2	2			3				3		
4	▲1 4	▲1 5					3		3						2	2		▲1 9				▲1 9		
5	1	1												2	2			3				3		
6	2	3												1	1			3				3		
7	2	3											1		1			3				3		
8	1	1											1	1	2			3				3		
9	1	4											1	2	3			4				4		
10	1	2											2	1	1			4				4		
11	1	1				1			1				2	1	1			5				5		
12	1	1													1	1		2				2		
13	1	1											1		1			2				2		
14	1	1												1	1			2				2		
15	1	1											1		1			2				2		
16	1	1																1				1		
17	2	3																2				2		
18													1		1			1				1		
19	1	1																1				1		
20	1	1																1				1		
21																								
22														1	1		1	2				2		
23	1	3							1	1						1	1	3				3		
24	1	2																1				1		
25	2	4		1					1									3				3		
26																								
27																								
計	▲4 90	▲9 155	8	▲2 11	9	1	8	1	2	▲2 40			12	24	46	70		▲1 7	▲1 8	▲7 220			▲7 220	
合計	△12 ▲4 215	△47 ▲9 513	△3 71	△4 ▲2 64	△3 53	△2 17	△5 53	△1 24	△1 16	△19 ▲2 298	(認定24) △8 19	△1 15	△1 32	△2 59	△3 91	△3 24	△1 19	△1 ▲1 23	△4 ▲1 66	△48 ▲7 704	(認定8) △5 68	(認定3) △53 ▲7 789		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。  
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。  
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。  
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数( )は、件数に含めない。

京都の文化財（第三十四集）

平成二十八年十一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育委員会  
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

